

国民健康保険税率が変わります

☎国保年金課（本庁舎1階） ☎0538-37-4863 FAX 0538-37-4723

磐田市の国民健康保険は、事業費に対して収入が不足する非常に厳しい財政運営が続いています。財政赤字を解消し、収支のバランスを改善するため、令和4年度から税率などを改定することになりましたのでお知らせします。なお、今後も加入者の皆さんの急激な負担増にならないよう配慮をしながら、2年ごとに見直しを行う予定です。

将来にわたって安心して国民健康保険を利用できるようにするため、ご理解とご協力をお願いします。

改定の内容

区分		改定前	改定後	増減
医療給付費分	所得割	4.4%	4.9%	+ 0.5
	資産割	30.0%	20.0%	- 10.0
	均等割	19,800円	21,600円	+ 1,800円
	平等割	21,600円	20,400円	- 1,200円
	課税限度額	630,000円	650,000円	+ 20,000円
後期高齢者 支援金分	所得割	1.4%	1.7%	+ 0.3
	資産割	5.0%	2.5%	- 2.5
	均等割	7,200円	7,800円	+ 600円
	平等割	6,600円	6,600円	増減なし
	課税限度額	190,000円	200,000円	+ 10,000円
介護納付金分 (40歳～ 64歳の方のみ)	所得割	0.9%	1.3%	+ 0.4
	資産割	4.5%	2.0%	- 2.5
	均等割	6,000円	8,400円	+ 2,400円
	平等割	4,200円	1,800円	- 2,400円
	課税限度額	170,000円	170,000円	増減なし
計	所得割	6.7%	7.9%	+ 1.2
	資産割	39.5%	24.5%	- 15.0
	均等割	33,000円	37,800円	+ 4,800円
	平等割	32,400円	28,800円	- 3,600円
	課税限度額	990,000円	1,020,000円	+ 30,000円

— 国保税額の計算方法 —

- ① 所得割額
(前年分の基準総所得金額)^{*}
× 所得割
※基準総所得金額 = 総所得金額等 - 基礎控除額
 - ② 資産割額
(今年度分の固定資産税額)
× 資産割
 - ③ 均等割額
(加入者数) × 均等割
 - ④ 平等割額
(一世帯につき) × 平等割
- 年間国保税額

① + ② + ③ + ④

(課税限度額まで)

— 改定の影響 —

一人当たり平均税額(年額)	
改定前	90,286円
改定後	93,820円
増減	+ 3,534円

一世帯当たり平均税額(年額)	
改定前	142,339円
改定後	147,911円
増減	+ 5,572円

実際の増減額は世帯の所得や資産の状況によって異なります

改定のポイント

○ 賦課方式の見直し(資産割の縮小)

所得割、資産割、均等割、平等割の4つからなる算定の方式を見直し、共同で運営を行う県の方針に沿って、固定資産に対して課税される**資産割を段階的に縮小・廃止**する予定です。

○ 子どもの均等割軽減

子育て世帯の経済的負担軽減のため、**未就学児の均等割額を5割に軽減**します。

※詳しい内容については、市ホームページをご覧ください

空き家の適正な管理を心掛けましょう

☎ 建築住宅課（西庁舎 2 階） ☎ 0538-37-4851 FAX 0538-33-2050

近年、少子高齢化や人口減少が進む中、空き家が増加傾向にあり、全国的に大きな問題となっています。適切に管理されていないと、老朽化による建物倒壊の危険、雑草繁茂などによる住環境や衛生面の悪化、火災、犯罪の誘発などにつながる可能性があります。



空き家の管理は誰がする？

「空家等対策の推進に関する特別措置法（空家特措法）」では、**所有者や管理者**が適切に維持管理することを原則としています。

空き家を放置するとどうなる？

- 屋根や外壁の落下などにより、他人に損害を与えた場合は、**損害賠償**を問われることがあります。
- 空家特措法に基づく「特定空家等」に認定されると、固定資産税などの特例措置が適用されず、**税額が大幅に上昇**することがあります。
- いざ空き家を活用しようと思っても、**多額の修繕費用**が掛かることがあります。

放置しても改善されることはありません！
トラブルを防ぐためにも、早めに対処することが大切です。

相談窓口

相談内容に応じて各担当が対応します。相談が多岐に渡る場合は、各担当が連携して対応します。

空き家全般・建物・空き家バンクに関すること

建築住宅課 ☎ 0538-37-4851

敷地内の雑草や樹木の繁茂・ごみの不法投棄に関すること

環境課 ☎ 0538-37-2702

空き家に関する公的支援

①磐田市空き家バンク

市内の中古住宅情報を登録し、市ホームページを通じて広く購入希望者に情報提供します。

②磐田市中古建物リフォーム事業費補助金

市内の中古建物を購入し、自らが居住するために行うリフォーム工事費の一部を助成します。今年度から、単身世帯でも申請ができ、磐田市空き家バンクの登録物件の場合は**20万円が加算**されるようになりました。

③磐田市空き家除却事業費補助金（令和5年3月末に終了予定）

事前の調査により、市が危険空き家と判定した場合、除却費用の**2分の1以内で最大50万円**を助成します。

※各補助金の対象建物や申請方法などの詳細、その他の支援情報については、建築住宅課にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください



ページ番号
1002137
1006561
1005410

瓦屋根の強風対策支援制度を創設

補助を活用して災害への対策をしましょう

市では災害から一人でも多くの市民を守るため、さまざまな支援制度を設けています。

瓦屋根の耐風改修費用の助成

近年、強い台風や地震により、住宅の瓦が脱落するなどの大きな被害が発生しています。このような被害を防ぐためには、瓦を屋根にしっかりと留め付けることが重要であり、令和4年1月から瓦の留め付け方法の基準も改正されています。市では、令和4年度から瓦屋根の住宅の安全性を確保するための支援制度を創設しました。詳しくは建築住宅課へお問い合わせください。



▲被害を受けた瓦屋根
出典：(一財)日本建築防災協会

▼対象となる建築物

令和3年12月31日以前に建築された瓦屋根の住宅（長屋、共同住宅、併用住宅を含む）

▼補助対象

①瓦屋根診断士などによる屋根の診断費用

②基準に適合しない瓦屋根を耐風性能を有している屋根に改修する工事費用（瓦屋根以外への改修も可）

▼補助額

①診断費用の3分の2（上限は1棟当たり2万1000円）
②工事費の23%（上限は1棟当たり55万2000円）

その他の地震対策への助成制度

- 建築物耐震診断に対する制度
- 緊急輸送路沿いの建物に対する耐震補強計画・補強工事の助成制度
- 避難路沿いのブロック塀の撤去

に対する助成制度

- 緊急輸送路、通学路沿いのブロック塀改善に対する助成制度

※補助金申請前に契約した工事などは補助の対象になりません。昨年度までの制度と変更している点がありますので、まずは建築住宅課にご相談ください

▼3つの条件に該当する助成制度

- ①昭和56年5月31日以前の基準（旧耐震基準）で建築
- ②耐震診断で耐震性能が基準に満たない（評点1・0未満）と判定
- ③現在居住している
- 木造住宅耐震工事に対する助成制度（令和7年度末で終了）
- 木造住宅の解体工事に対する助成制度（令和7年度末で終了）
- ※建替えまたは耐震性のある建築物に住み替える場合のみ
- 防災ヘッド設置に対する助成制度
- 耐震シェルター設置に対する助成制度

（問）建築住宅課（西庁舎2階）

☎ 0538-13714899
FAX 0538-13312050

次の補助内容の詳細は、地域づくり応援課（本庁舎2階 ☎3714751 FAX3212353）へお問い合わせください。

家庭内家具固定の補助

市では、家庭防災の一環として家具固定事業を実施しています。市が委託する磐田建築工業組合の大きなが家具を固定します。



▲家具固定の例

▼対象

市内在住の方
※借家の場合、事前に貸主の許可が必要となります

▼自己負担額(家具1点に対する)

- ◎一般世帯 2000円
- ◎要配慮者世帯 無料
- ※3点まで

▼申込

5月9日(月)〜31日(火)(土・日曜日除く)に申込書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、直接または郵送(〒438-8650 国府台3-1-1 本庁舎2階)、電話、FAXで地域づくり応援課へ

※なお、申し込み状況によって7月ごろに二次募集を行います。
二次募集を行う場合は、市ホームページなどでお知らせします
※予算額に達し次第、申し込みは締め切ります

感震ブレーカー設置の補助

電気器具の転倒や停電後の電気復旧時の電気火災を防ぐために、自動



▲感震ブレーカー

的に電気供給を遮断する感震ブレーカーの設置費用を助成します。

▼対象

市内に住宅を所有または居住している人(アパート含む)

▼補助対象経費

感震ブレーカーの購入や設置工事に要する経費

※新築または配電盤取り換えの場合は機器代金(感震性能に相当する経費)のみ

▼補助額

対象経費の3分の2
※上限5万円(千円未満切り捨て)

▼申込

申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、直接または郵送(〒438-8650 国府台3-1-1 本庁舎2階)、電話、FAXで地域づくり応援課または各支所市民生活課へ

※必ず設置前に申請してください

※予算額に達し次第、申し込みは締め切ります

▼その他

補助金の申請回数は、1世帯につき1回となります。設置には電気工事の有資格者による工事が必要です。設置器具、費用については電気工事店へご相談ください

「罹災証明書」の申請

申請期限は、災害発生日から6カ月以内

問 市税課(本庁舎1階)

TEL 0538-3714809
FAX 0538-3317715

「罹災証明書」、「被災証明書」とは

地震や風水害などで家屋などが被災を受けた場合の「被災の程度」、「罹災の原因」などを証明するものです。

「罹災証明書」は、住家の被災を証明、「被災証明書」は、住家以外の建造物や工作物(物置、カーポートなど)について被災した事実を証明します。

これらの証明書は、支援金の支給や義援金の配分、家屋の応急修理などの判断材料として活用されます。また、保険金や見舞金の請求、学校や会社からの災害給付金の各種支援の届出などにも活用されます。

▼申請の方法

申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、直接または郵送で市税課(〒438-8650 国府台3-1-1)へ提出してください。申請書を受け付け後、必要に応じて現地調査を実施して、後日、証明書を交付します。

▼必要書類

- ・市税課窓口にある申請書(市ホームページからダウンロード可)
- ・被害の状況を確認できる写真
- ・修理費用の分かる見積書

▼申請の期限

災害発生日から6カ月以内(厳守)

▼その他

火災による「罹災証明書」が必要な場合は、消防本部予防課(☎0538-59-1718)へお問い合わせください。





奨学金返済を支援します

④政策推進課（本庁舎4階）

TEL 0538-374805
FAX 0538-374854

磐田市Uターン促進奨学金返済支援補助金

磐田市では、Uターン就職を促進するため、大学在学時に借り入れた奨学金の返済を支援しています。

Uターン就職は、家族のそばで暮らせることや慣れ親しんだ環境で生活ができるなど、メリットがたくさんあります。これから就職を考えている方は、磐田市へのUターン就職を考えてみてください。

対象者

次の条件をすべて満たす方

①大学進学のために磐田市から**県外へ**

転出した方

②①の転出後に**磐田市内に転入**し、住民登録があり、就労している方

③大学在学中に日本学生支援機構などの奨学金などを借り受けた方 など

※右記以外の申請条件や申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。ただか、政策推進課までお問い合わせください。

補助額

交付対象経費の1/2以内

年間**最大12万円**

対象期間

就労開始年度の翌年度から

最大5年間

交付対象経費

申請年度の前年度の1年間で、磐田市に住民登録をした後の就労期間中に返済した奨学金の額

Uターン就職希望者を全力応援

④経済観光課（西庁舎1階）

TEL 0538-374819
FAX 0538-375013

磐田市で働きたいあなたを徹底サポート

市では、企業と学生・求職者との就職マッチング支援事業「磐田市Uターン就職・地元定着促進事業」を実施しています。

◎主なポイント

▼イベントの開催

- ・企業見学会、就職説明会の開催
- ・インターシップフェアの開催
- ・転職・再就職フェアの開催

▼マッチングサポート

- ・就活情報専用サイト「磐田de」の就職相談や公式スカウト機能を活用したマッチングサポート

▼就活情報の発信

- ・就活公式LINEを活用した市内企業の情報や就活イベント、就職に役立つ情報の配信

就職イベント情報や就職活動に役立つ情報を「磐田de」やLINEメッセージで配信しています。下記の二次元コードから登録ください。

就活情報専用サイト「磐田de」・公式LINEアカウント



▲専用サイト「磐田de」

スカウトもこちらから



▲学生向け（新卒・既卒3年以内向け）



▲求職者向け



▲保護者向け

※本LINE公式アカウントは、当事業に関する情報発信のみに使用し、個人情報を求めるものではありません